

## 福井県版SDGs公式ロゴマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、福井県版SDGs公式ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定める。

### (仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別添「福井県版SDGs公式ロゴマーク 使用ガイド」に基づくものとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、福井県（以下、「県」という。）に帰属する。

### (使用の範囲)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「ふくいSDGsパートナー」として登録している企業・団体等
- (2) 報道機関

### (使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ、「福井県版SDGs公式ロゴマーク使用申請書」（様式第1号）を福井県知事（以下、「知事」という。）に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 県が使用するとき。
- (2) 「ふくいSDGsパートナー」として登録している企業・団体等が、SDGsを推進する企業・団体等であることや活動のPRを目的として、ロゴマークのデザインをアレンジすることなく使用するとき。
- (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (4) その他知事が特に申請を要しないと認めたとき。

### (使用承認)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、「福井県版SDGs公式ロゴマーク使用承認通知書」（様式第2号）により、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、知事は、使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 県または「ふくいSDGsパートナー」の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) SDGsの正しい理解を妨げるおそれのあるとき。
- (3) 「福井県版SDGs公式ロゴマーク 使用ガイド」に従って使用しないおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- (5) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (6) 宗教的行事・活動および政治的活動等に使用し、または使用するおそれのあるとき。

(7) 使用申請者またはその役員等（相当の責任の地位にある者を含む。）が、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）に規定する暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるとき。

(8) その他知事が使用について不相当と認めたとき。

（使用料）

第 7 条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第 8 条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 知事が認めた用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。

(2) 第 2 条に規定する仕様に従うこと。

(3) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

（改善の指示等）

第 9 条 知事は、使用者が前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

2 知事は、使用者が前項の改善指示に従わない場合、ロゴマークの使用中止を指示することができる。

3 前項において、使用中止の指示を受けた使用者およびその関係者に損害が生じた場合であっても、県はその賠償の責を負わない。

（使用者の責任）

第 10 条 使用者がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、知事はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

（調査等）

第 11 条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査を行い、または使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

（使用実績の報告）

第 12 条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

（補則）

第 13 条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの使用および管理に関して必要な事項は、知事が別途定める。

#### 附則

この規定は、令和2年10月23日から施行する。

この規定は、令和2年10月28日から施行する。

この規定は、令和3年2月1日から施行する。

福井県版SDGs公式ロゴマーク使用申請書

福井県知事 様

申請者  
 住所（所在地）  
 名 称  
 代表者職氏名

下記のとおり、福井県版SDGs公式ロゴマークを使用したいので、福井県版SDGs公式ロゴマーク使用規程第4条第1項の規定により申請します。

なお、使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

1 申請内容

使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使用場所		
担当者	所属部署	
	役職・氏名	
	電話番号	
	メール	

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図 等）
- ・申請者の概要がわかる資料
- ・その他参考となる資料

第 号  
年 月 日

福井県版SDGs公式ロゴマーク使用承認通知書

様

福井県知事

年 月 日付けで申請のありました、ロゴマークの使用について、福井県版SDGs公式ロゴマーク使用規程第5条第1項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

承認番号	年承認第 号
使用内容等	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 承認条件

- ・上記「1 承認内容」の範囲内のみで使用すること。
- ・福井県版SDGs公式ロゴマーク使用規程の規定を遵守すること。